

山梨県公報

第一千四百四十二号

平成二十三年

六月十三日

月 曜 日

目次

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	三五九
救急病院等の認定（三件）	三五九
保安林の指定の予定（六件）	三六〇
保安林の指定実施要件の変更予定（三件）	三六二
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	三六三
収去飼料の試験結果の概要	三六七
土地改良区連合役員の内任及び就任	三六九
教育委員会	
平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令	三六九

告示

山梨県告示第二百三十号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県告示第二百一十一号の二）の一部を次のように改正する。

本則の表中三の項を削り、二の項を三の項とし、同表一の項中「合格発表の日から一

か月間」を「同右」に改め、同項を同表二の項とし、同表に一の項として次の一項を加える。

一 山梨県職員獣医師（衛生）選考採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から一か月間	山梨県福祉保健部福祉保健総務課
----------------------	----------	--------------	-----------------

本則の表四の項を次のように改める。

四 毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	同右	同右
-------------	-------------	----	----

本則の表中二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、同表十九の項中「同右」を「合否通知を発送した日から一か月間」に改め、同項を同表二十の項とし、同表十八の項の次に次の一項を加える。

十九 山梨県職員獣医師（農政）選考採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から一か月間	山梨県農政課
-----------------------	----------	--------------	--------

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百三十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会保険鞆沢病院	南巨摩郡富士川町鞆沢三百四十番地一

二 認定期間

平成二十三年五月六日から平成二十六年五月五日まで

山梨県告示第二百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年六月十三日

- 一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期間

平成二十三年五月六日から平成二十六年五月五日まで

山梨県告示第二百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年六月十三日

- 一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期間

平成二十三年五月九日から平成二十六年五月八日まで

山梨県告示第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

- 一 保安林の所在場所
山梨県知事 横 内 正 明

南巨摩郡南部町下佐野字カレワキ八一

- 二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

- 一 保安林の所在場所
山梨県知事 横 内 正 明

南巨摩郡南部町内船字思親山一四二〇三、字大峯平一四二二七から一四二二九まで、一四二三四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町平林字後草里三〇二二の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

山梨県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町上佐野字耕地一一五四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

山梨県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

縦覧に供する。()

山梨県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町高下字北畑九五一の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

山梨県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨県知事 横内正明

山梨県公報 第二千四百四十二号 平成二十三年六月十三日

三六一

南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四一九、三四二〇の一、三四二二の一から三四二二の三まで、三四二八、三四三五の一、三四三六、三四四〇の一、三四六二の一、三四六四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深澤山三七六九の一・字上菅蒲沢五二二七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二二七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下中山九七八二、九七九四の一乙、九七九五、九七九七、九八二二の内一、乙九八一〇、乙九八一、乙九八一六、丁九八一七、丙九八一の一、字三ヶ瀬一〇〇四〇の一から一〇〇四〇の三まで、一〇〇五二の三、一〇〇五二の四、一〇〇五三の二、一〇〇五三の四、一〇〇五三乙の一から一〇〇五三乙の四まで、一〇〇五三の内六、字上中山九八一八の一七、九八一八の内一、九八一八の内七、九八四三の一、九八七四、字板橋沢九八七八、九八七九、九八八四
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年十月十三日まで縦覧に供する。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一

2 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 (二)(-) 変更した事項
 名称 イオンモール甲府昭和
 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
	株式会社フロジヤポン 代表取締役 アンドリエスト二ス	東京都武蔵野市西久保一丁目二十五番八号
	井ヶ田製茶株式会社 代表取締役 今野克二	宮城県仙台市青葉区大町二丁目七番二十三号
	株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田信夫	東京都世田谷区代田二丁目三十一番八号
	株式会社トリニティアーツ 代表取締役 荒川修	東京都中央区京橋二丁目四番十二号
	株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一
	有限会社 b.x. stor e 取締役 宮下修	山梨県甲府市丸の内一丁目八番九号丸の内ビル三F
	株式会社サンエー・インターナショナル 代表取締役 三宅孝彦	東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号

株式会社ハミルトン 取締役 岡田栄治	代表 千葉県銚子市天王台一万 三十五番地の一
株式会社ラツシュジャパン 代表取締役 アンドリュ ーウィリアムトーン	神奈川県愛甲郡愛川町中 津四千二十七番地三
ギャップジャパン株式会社 代表取締役 ジョンアー マティンガー	東京都渋谷区千駄ヶ谷五 丁目三十二番十号
株式会社トミーヒルファイ ージャパン 代表取締役 西条真義	東京都渋谷区代官山町八 番七号
ペットステイ株式会社 代 表取締役 豆鞘亮二	千葉県千葉市美浜区中瀬 一丁目五番地一
株式会社ファンケル 代表 取締役 成松義文	神奈川県横浜市中区山下 町八十九番地一
株式会社フォネット 代表 取締役 清水栄一	山梨県中巨摩郡昭和町清 水新居千五百二十七番地
株式会社キタムラ 代表取 締役 北村正志	高知県高知市本町四丁目 一番十六号
株式会社CFSコーポレー ション 代表取締役 石田 岳彦	静岡県三島市広小路町十 三番四号
HOYA株式会社 代表取 締役 鈴木洋	東京都新宿区中落合二丁 目七番五号
株式会社ポート 代表取締 役 上田昌之	山梨県甲府市山宮町二千 八百七十三番地四

As me エスティー株式会社 代表取締役 丸山雅 史	東京都新宿区住吉町八番 十二号
株式会社エヌディシージャ パン 代表取締役 石井浩 一	香川県高松市瓦町一丁目 十三番地八
サンラリー株式会社 代表 取締役 中島哲郎	岐阜県岐阜市北鶉三丁目 十六番地
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 穴倉芳男	東京都千代田区紀尾井町 三番六号
株式会社アルファベットパ ステル 代表取締役 濱田 一康	北海道札幌市中央区南二 条西二十五丁目
株式会社東京デリカ 代表 取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁 目四十八番一号
株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康晴	岡山県岡山市北区幸町二 番八号
株式会社レブハウス 代表 取締役 堀口康弘	東京都世田谷区太子堂一 丁目四番二十四号
株式会社ルピシア 代表取 締役 水口雅喜	東京都渋谷区代官山八番 十三号代官山ハマダビル
有限会社フォワード 取締 役 坂本正	山梨県南アルプス市小笠 原四百四十八番地
有限会社青木商店 代表取 締役 青木三郎	福島県郡山市八山田五丁 目四百五番地
株式会社ホットランド 代 表取締役	群馬県桐生市広沢町四丁

表取締役 佐瀬守男	目二千四百三十番地
株式会社ANA P 代表取締役 家高利康	東京都渋谷区神宮前二丁目三十一番十六号
シー・エス・ピー株式会社 代表取締役 太田康弘	兵庫県西宮市本町十一番一号
株式会社クリード 代表取締役 中利行	東京都世田谷区池尻四丁目二十六番十号
島村楽器株式会社 代表取締役 島村元紹	東京都江戸川区平井六丁目三十七番二号
株式会社マイダス 代表取締役 原田正彦	山梨県中巨摩郡昭和町河東中島七百二十番地五
株式会社ジエイアイエヌ 代表取締役 田中仁	群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四
株式会社CHELSEA New York 代表取締役 北方康弘	石川県金沢市上安原南九十八番地二
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一	茨城県水戸市泉町三丁目一番二十七号
株式会社ストーンマーケツト 代表取締役 中村泰二郎	福岡県福岡市中央区港二丁目十一番四号
株式会社イング 代表取締役 向井孝司	兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目六番一
株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三番一号

株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番三
株式会社アイジーイー 代表取締役 五十嵐義和	福井県越前市矢放町十三号八番地の九
株式会社三鈴 代表取締役 石角毅	東京都渋谷区代々木一丁目十一番二号
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 土居健人	東京都大田区平和島六丁目一番一号
有限会社ティーエヌコンペティション 代表取締役 大森望	山梨県甲府市中央一丁目十一番十八号
有限会社ムラ・クリエティブハウス 取締役 田村司	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三十五番十五号ラ・フルール・ド三軒茶屋二百二号室
有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	山梨県甲斐市篠原二千三百三番地
株式会社ヴェレツジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典	愛知県名古屋市中東区上社一丁目九百一番地
クレアーズ日本株式会社 代表取締役 三宅香	東京都中央区日本橋人形町一丁目一番地十一号
有限会社ボコジャン 代表取締役 内藤文祿	山梨県中央市成島二千三百三十八番地三
株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目四番一号

小野行由	株式会社サンセットストック 代表取締役 市川一朗	山梨県中央市山之神千二百二十二番地オキノリパー シテイショッピングセン ター
株式会社クリーン 取締役 下山勲	代表取 東京都墨田区向島一丁目 十八番九号	
小松匡聡	山梨県南巨摩郡身延町常 葉五千九百六十六番地	
株式会社ナカザワ 取締役 中澤道盛	代表取 滋賀県湖南市中央二丁目 九十二番地	
株式会社三城 中尾文彦	代表取締役 東京都中央区銀座一丁目 七番七号	
株式会社パレモ 役 小田保則	代表取締 愛知県稲沢市天池五反田 町一番地	
株式会社GOVリテイリン グ 代表取締役 柚木治	山口県山口市佐山七百十 七番地一	
株式会社未来屋書店 取締役 中山章	代表 千葉県千葉市美浜区中瀬 一丁目六番地	
株式会社ジーフット 取締役 服部博幸	代表 愛知県名古屋市中種区今 池三丁目四番十号	
株式会社ベネフィット 代表取締役 深田和邦	代 東京都世田谷区駒沢四丁 目十四番十三号	
株式会社ピート 代表取締役 赤池順一	東京都墨田区錦糸一丁目 十一番十六号	

株式会社満足屋 役 飯野和人	代表取締 山梨県甲府市中央一丁目 十三番八号
株式会社ジン 山本篤	代表取締役 三重県四日市市新正一丁 目十二番四号
株式会社ジーンズショップ オサダ 代表取締役 長田 輝忠	静岡県静岡市清水区草薙 杉道三丁目一番二十八号
有限会社焼津谷島屋 取締役 中野弘道	代表 静岡県焼津市栄町四丁目 二番四号
株式会社ベベ 岡本吉史	代表取締役 兵庫県神戸市中央区港島 中町六丁目八番一
株式会社グランドスラム 代表取締役 倉本隆	大阪府大阪市西区北堀江 一丁目十九番八号四ツ橋 KMビル八F
株式会社コージイコーポレ ーション 代表取締役 高 林更次	大阪府大阪市中央区南船 場一丁目十六番十号
株式会社サンリオ 取締役 辻信太郎	代表取 東京都品川区大崎一丁目 六番一号
株式会社八二一 役 谷本多美子	代表取締 東京都練馬区豊玉南二丁 目二十一番十号
株式会社大谷 大谷勝彦	代表取締役 新潟県新潟市江南区亀田 工業団地一丁目三番五号
株式会社ほていや 取締役 猪飼千壽子	代表取 愛知県名古屋市中東区泉二 丁目二十一番二十五号
株式会社サン宝石 代表取	山梨県中央市山之神流通

締役 渡辺洋

団地一丁目七番一号

3 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十三年五月十一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名
平成二十三年三月十一日

三 届出年月日

平成二十三年五月二十四日

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第
五十六条第七項の規定により、平成二十三年三月に検査した収去飼料の試験結果の概要
を次のとおり公表する。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

製造事業場所等の名称及び所在地		収去の場所	飼料の名称	製造(輸入)	試験結果の概要				備考	
					粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん
全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場 茨城県神栖市東深芝	甲斐興運 山梨県中央市一町畑	ゴールドバランス	二十三・一	十五・一	二・九	四・九	六・一	〇・八六	〇・五三	
鹿島飼料(株) 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	同右	二種混合粒	二十三・二	八・八	三・三	一・六	一・七	〇・一五	〇・三一	
同右	飯島産業(株) 倉庫 山梨県甲府市国母	ブリーミール72	二十三・二	十五・一	二・五	三・一	六・四	〇・八〇	〇・六八	
(株)ジャパンフイード 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	同右	ウイニー子豚H	二十三・二	十七・三	五・二	二・一	四・八	〇・七一	〇・四六	
中部飼料(株) 本社工場 愛知県知多市北浜町	三階屋(株) 南アルプス市在家塚	αMK18	二十三・二	十八・六	四・九	三・八	五・一	〇・六七	〇・四八	
同右	同右	ポークEME	二十三・二	十二・六	二・二	一・七	四・〇	〇・六〇	〇・四〇	
同右	同右	ムキムキマツシュ	二十三・二	十四・一	二・三	二・二	四・五	〇・八一	〇・四〇	
J A 東日本くみあい飼料(株) 清水工場 静岡県静岡市清水区清開	J A 東日本くみあい飼料 山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	IP甲斐プロイライ仕上	二十三・二	十八・五	七・三	二・〇	五・九	一・〇二	〇・六九	
同右	同右	甲斐ビーフ	二十三・二	十二・六	三・九	六・四	四・一	〇・四四	〇・四七	
同右	同右	子牛育成用はぐくみパワー	二十三・二	十八・九	二・九	四・七	六・三	〇・九五	〇・六一	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

栄養成分に関する検査

土地改良区連合役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年六月十三日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	米山 敏彦	南アルプス市飯野一〇七五 三	平成二十三年四月二十三日
同	今沢 忠文	同 西南湖四一八四	同 二十六日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	内田 誠	南アルプス市下今諏訪四九五 一	平成二十三年三月十五日
同	小池 通義	同 西野一七七	同 四月二十四日

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館
 県 立 美 術 館
 県 立 博 物 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー

県 立 学 校

平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（平成二十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

平成二十二年度等における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

第一条中、「山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」を、「山梨県職員に対する平成二十二年度等における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」に改める。

第二条の表中、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第四条中、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番